

取 扱 基 準

名 称	中蒲地区保護司会補助金
補助区分	運営費補助 ■ 事業費補助 □
補助金の概要	更生保護事業の円滑な運営と充実強化に努める会の活動を支援する。
目 標	数値化 □ 非数値化 ■
	社会奉仕の精神をもって、罪を犯した者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与する。
	<目標が数値でない場合の評価方法> 保護司会としての任務を円滑に遂行し、保護司法に規定する使命達成に資する活動の状況、成果等々を評価する。
補助事業者	中蒲地区保護司会
補助対象経費の内 容	保護司会活動費、研修研究費、広報費、分区・支部活動費、大会関係費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助額 380,000円 算定方法 会費等自主財源を徴しても不足する額を補助 ※実行補助率は、実際の申請により決定するため未定 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和 8年 4月 1日
評価の時期	令和 10年 9月30日
終 期	令和 11年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 当該事業が新潟市の補助金に基づくものである旨の表示
	[媒体] 事業用パンフレット等
担当部署	秋葉区役所 健康福祉課 地域福祉担当 電 話 : 0250-25-5665 (直通) e-mail : kenko.a@city.niigata.lg.jp